

山口県報

平成26年
3月25日
(火曜日)

目次

規則	1
山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課)	1
告示	1
山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正(財政課)	1
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	2
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	2
農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示の一部改正(団体指導室)	2
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(団体指導室)	2
下関都市計画公園事業の認可(都市計画課)	2
下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	3
豊浦都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	4
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)	5
公告	5
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	5
平成二十六年前期実施技能検定試験の実施(労働政策課)	7
平成二十六年年度臨時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施(労働政策課)	7
林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)	10
岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	11
建築士の免許の取消し(建築指導課)	12
公安委規則	12
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	12
公安委規程	13
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程	13

雑報
争議行為の通知

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第八号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第百十三号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示(平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一(四)を次のように改める。

(四) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第六条
第一項の就学支援金

山口県告示第百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
宮川内科医院	宇部市大字中野開作二四一の八	平成二六、一、二五
弘田消化器科 医療法人社団田原耳鼻咽喉科医院	周南市大字徳山五八二七の五	" " 三二
山陽小野田市住吉本町一丁目五番二九号	" "	" "
周南市城ヶ丘二丁目二番三八号	平成二五、一二、二九	
山陽小野田市掃山二丁目三四番七号	平成二六、一、三一	

山口県告示第百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘田消化器科 医療法人社団田原耳鼻咽喉科医院	周南市大字徳山五八二七の五	平成二六、二、一
山陽小野田市住吉本町一丁目五番二七号	" "	" "
掃山一丁目一七番一二号	" "	" "
大字鴨庄九〇の八	" "	三、 "

山口県告示第百十六号

農業災害補償法第十六条第一項ただし書に規定する基準の設定に関する告示(昭和三十九年山口県告示第六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

「農作物共済 水 稲」	三〇アール	下関市、長門市及び美祿市
" "	二五アール	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡及び阿武郡
「農作物共済 水 稲」	三〇アール	山口県
「山口県」を「」に改める。		「」に、

山口県告示第百十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
大井湊区域	小型定置網漁業及び主としてはえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業

山口県告示第百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市

計画公園事業を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画公園事業六・五・二下関北運動公園

三 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

下関市大字富任、大字綾羅木、大字延行及び大字蒲生野

山口県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十三年七月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

下関市田中町、南部町、観音崎町、岬之町、入江町、名池町、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、西入江町、幸町、桜山町、大平町、筋川町、筋ヶ浜町、南大坪町、西大坪町、関西町、関西本町、長崎新町、長崎中央町、長崎町一丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町二丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、上田中町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上

新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、山の口町、東大和町一丁目、東大和町二丁目、春日町、新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地西町、大和町一丁目、大和町二丁目、赤間町、西観音町、東観音町、上条町、神田町一丁目、神田町二丁目、西神田町、東神田町、山手町、栄町、元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目、向山町、東向山町、後田町一丁目、後田町二丁目、後田町三丁目、後田町四丁目、後田町五丁目、羽山町、大坪本町、汐入町、金比羅町、武久町一丁目、武久町二丁目、山の田本町、山の田中央町、山の田東町、山の田西町、山の田北町、山の田南町、大学町一丁目、大学町二丁目、大学町三丁目、大学町四丁目、大学町五丁目、幡生本町、幡生宮の下町、生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三河町、宝町、彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島田の首町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島緑町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢田田西町一丁目、新垢田田西町二丁目、新垢田田西町三丁目、新垢田田西町四丁目、新垢田田南町一丁目、新垢田田南町二丁目、新垢田田南町三丁目、新垢田田北町、古屋町一丁目、古屋町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、綾羅木本町三丁目、綾羅木本町四丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁目、綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、綾羅木南町三丁目、川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、川中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、川中豊町六丁目、川中豊町七丁目

目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野西町、稗田町、稗田中町、稗田北町、稗田南町、稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出町、長府豊城町、長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田北町、長府松小田南町、長府三島町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、清未五毛一丁目、清未中町一丁目、清未中町二丁目、清未西町一丁目、清未西町二丁目、清未西町三丁目、清未本町、清未鞍馬一丁目、清未鞍馬二丁目、清未鞍馬三丁目、清未鞍馬四丁目、清未鞍馬五丁目、清未陣屋、清未大門、清未千房一丁目、清未千房二丁目、清未千房三丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司南町、亀浜町、ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、伊倉町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、伊倉本町、秋根新町、秋根西町一丁目、秋根西町二丁目、秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、秋根本町三丁目、秋根本町四丁目、秋根本町五丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、綾羅木新町三丁目、綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁目、梶栗町四丁目、梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府龜の甲一丁目、長府龜の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、長府惣社町、長府珠の浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋浜町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月駅前一丁目、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月幸町、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月高雄町、小月西の台、小月京泊、小月市原町、小月宮の町、椋野町一丁目、椋野町二丁目、椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、富任町五丁目、富任町六丁目、富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅前二丁目、安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、横野町四丁目、石神町、唐戸町、

阿弥陀寺町、あるかぼーと、卸新町、みもすそ川町、壇之浦町、藤ヶ谷町、椋野上町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、一の宮本町一丁目、一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府向田町、長府高場町、前田一丁目、前田二丁目、長府満珠町、長府満珠新町、藤附町、中之町、彦島弟子待東町、千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、彦島老の山公園、形山町、一の宮卸本町、一の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、楠乃四丁目、楠乃五丁目、長府黒門町、小月南町、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋東町二丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁目、伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、新椋野二丁目、新椋野三丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、大字垢田、大字有富、大字石原、大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、大字宇部、大字綾羅木、大字田倉、大字秋根、大字勝谷、大字藤ヶ谷、大字松小田、大字才川、大字小月、大字清未、大字吉見下、大字福江、吉見竜王町及び大字永田郷

山口県告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、豊浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
 - 下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 下関北都市計画下水道事業下関市公共下水道
- 三 事業施行期間
 - 平成六年二月十四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地
下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山口県告示第百二十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関工業高等学校普通教室等耐震改修工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立下関工業高等学校普通教室等耐震改修工事

- (一) 工事場所 下関市富任町四丁目五二二番一
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造	地上四階建	構 造	延 べ 面 積
			四、七六七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年三月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近の

もの(以下「総合評定値」という。)(一)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(二) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年四月十日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年五月二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(七五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市建設経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チエーン美祢店
所在地 美祢市大嶺町東分二二三一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号 山田 昇

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

田中 康男

株式会社岩崎宏健堂

周南市下一の井手五六三六の五

富永 幸朗

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一番一号

山田 昇

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンマート	株式会社サンマート	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	—	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	—	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	田中 康男

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート美祢店・クスリ岩崎チエーン美祢店
所在地 美祢市大嶺町東分二二三一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号 山田 昇

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機	—

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年六月二十三日

(七六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年三月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 サンマート奈古店
所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三二六の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
三好新一郎 阿武郡阿武町大字奈古二七九六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	—	—

職 種	職 業 種 別	試 験 科 目
園 芸 装 飾	室内園芸装飾	
造 園	造園工事	
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造	

一 技能検定の実施職種及び試験の方法
 (一) 実施職種
 技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。
 1 一級及び二級の技能検定

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

(七七) 平成二十六年度前期実施技能検定試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十六年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

- 四 届出年月日
 平成二十六年二月二十四日
- 五 変更年月日
 平成二十四年三月一日

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社サンマート	株式会社サンマート	株式会社丸久
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	防府市大字江泊一九 三六	防府市大字江泊一九 三六	株式会社丸久
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	田中 康男	田中 康男	田中 康男

金 属 熱 処 理	機 械 加 工	放 電 加 工	金 属 プ レ ス 加 工	鉄 工	建 築 板 金	工 場 板 金	仕 上 げ	切 削 工 具 研 削	ダ イ カ ス ト	電 子 機 器 組 立 て	電 気 機 器 組 立 て	産 業 車 両 整 備	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	建 設 機 械 整 備	婦 人 子 供 服 製 造	家 具 製 作
一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炭熱処理	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削フライス盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシンングセンタ	数値制御彫り放電加工 ワイヤ放電加工	金属プレス	製缶 構造物鉄工	内外装板金 ダクト板金	曲げ板金 打出し板金	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	工作機械用切削工具研削	コールドチャンダイカスト	電子機器組立て	配電盤・制御盤組立て	産業車両整備	機器装 内部装 配管装 電気装	建設機械整備	婦人子供注文服製作	家具手加工

二 試験の期日
 (一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

(一) 実技試験

平成二十六年六月四日(水曜日)から同年九月九日(火曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 一級及び二級の技能検定

職種	実施期日
造園 成形とび 金属熱処理 金属プレス加工 防水施工 サツシ施工 塗装 産業車両整備 プラスチック	平成二十六年八月二十四日 (日曜日)
機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕上げ 施工 広告美術仕上げ	平成二十六年八月三十一日 (日曜日)
園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工 器具研削 電気機器組立て 鉄道車両製造 整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成二十六年九月七日 (日曜日)

2 三級の技能検定

職種	実施期日
園芸装飾 造園 機械加工 工場板金 全電子機器組立て 建築大工 とび 仕上げ 機械検査 機械保 左官 塗装 フラワー装飾	平成二十六年七月二十日 (日曜日)
金属熱処理	平成二十六年八月二十四日 (日曜日)

3 単一等級の技能検定

職種	実施期日
産業洗浄	平成二十六年八月二十四日 (日曜日)
路面標示施工	平成二十六年九月七日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定する者であること。

(二) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。

(三) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。

(四) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十六年四月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、四月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

(一) 受検申請書
 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千円
 (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

職種	種	手数料
園芸装飾 造園 建築板金 工場板金 電気機器組立て 産業車両整備 建設機械整備 畳製作 家具製作 印刷 プラスチック 成形 石材施工 サツシ施工 表装 塗装 広 告美術仕上げ 防水施工 フラワー装飾	金属熱処理 機械加工 放電加工 金属プレス加工 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 鉄道車両製造 整備 左官 機械検査 機械保 仕上げ 工場板金 塗装 フラワー装飾	一万四千九百円 一万七千九百円
婦人子供服製造		一万四千九百円

2 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
機械検査		五千円
園芸装飾器組立て	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械保全 電子機	六千円
	建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	

3 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手数料
機械検査		一万四千九百円
園芸装飾器組立て	造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械保全 電子機	一万七千九百円
	建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	

4 単一等級の技能検定

職	種	手数料
路面標示施工	産業洗浄	一万七千九百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十六年五月二十八日(水曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、三級の技能検定(金属熱処理に係るものを除く。)にあつては平成二十六年八月二十二日(金曜日)、その他の技能検定にあつては同年十月三日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域

職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(七八) 平成二十六年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成二十六年年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらびき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(二) 試験の方法

(一) に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 随時実施三級の技能検定

受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者である

こと。

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付

随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)

七 山口県職業能力開発協会

提出書類

(一) 随時実施三級の技能検定

(二) 受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

(二) 基礎一級及び基礎二級の技能検定

受検申請書

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

(一) 学科試験にあつては、三千百円

(二) 実技試験にあつては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

1 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手数料
機械検査 婦人子供服製造		五千円
さく井	鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金	
めつき	アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工	
組立て	電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 電子機器	
ニット製品製造	紙器・段ボール箱製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作	六千円
スチック成形	建築大工 かわらぶき	
リ製品製造	印刷・製本	
鉄筋施工	ウエルポイント施工 表装 塗装 工業包装	

2 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)並びに基礎一級及び基礎二級の技能検定

職

種

手数料

機械検査 婦人子供服製造		一万四千九百円
さく井	鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金	
めつき	アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ加工	
組立て	電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空気調和機器施工 電子機器	
ニット製品製造	紙器・段ボール箱製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作	一万七千九百円
スチック成形	建築大工 かわらぶき	
リ製品製造	印刷・製本	
鉄筋施工	ウエルポイント施工 表装 塗装 工業包装	

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二一八六四六)にすること。

(七九) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一一九四 山本 俊二 山口市阿東生雲中二九二九 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 事業所の名称はない。生産事業者の住所に同じ。

(八〇) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成二十六年四月十七日(木曜日)午後二時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民会館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画道路三・五・二十七海士路御庄線 次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十六年四月十日(木曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十六年四月十日までの消印のあるものに限り、

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

岩国市三笠町一丁目一番一号

岩国土木建築事務所

岩国市今津町一丁目一四番五一号

岩国市都市建設部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(八一) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
三好 圭子	二級建築士	第八三三六号	平成二六、三、一三	死亡



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第二号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項生活安全企画課に関する部分中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、同項少年課に関する部分中第九号を削り、同項生活環境課に関する部分中第二十号を第二十三号とし、第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、同号の前に次の二号を加える。

十八 警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）の施行に関する事。

十九 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に関する事。

第四条第二項生活環境課に関する部分中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の施行に関する事。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。
別表個数の欄中「三六」を「三一」に改め、同表保管者の欄中「、山口県周南警察署鹿野交番所長、山口県山口警察署徳地交番所長」、「、山口県宇部警察署船木交番所長」及び「、山口県美祿警察署美東交番所長、山口県長門警察署油谷交番所長」を削る。

附則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十六年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 一時金の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十六年三月二十四日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成
二十六年
三月
二十五日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁